

東京都市計画地区計画の変更（目黒区決定）
 都市計画 自由が丘南口地区地区計画を次のように変更する。

名称	自由が丘南口地区地区計画
位置※	目黒区自由が丘一丁目、自由が丘二丁目及び緑が丘二丁目各地内
面積※	約 3. 1 h a
地区計画の目標	<p>本地区は東急東横線・大井町線自由が丘駅の南口に位置し、高い商業集積を形成している駅前商店街であり、周辺に隣接する地域の商業地化の進展に伴い、今後さらに純化・発展が見込まれている。</p> <p>このため、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るとともに、歩行者空間の整備と併せた街並みの整備を行うことにより、快適で魅力的な街路空間を整備し、賑わいと落ち着きの両要素を併せ持ったゆとりある水準の高い商店街の形成をめざす。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>現在の魅力的な商業系の土地利用を維持向上するために、地区内の居住施設との調和に配慮しつつ、建築物の低層部を中心に本地区にふさわしい商業機能の立地を誘導するとともに、建築物の共同・協調化を進め、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図る。</p> <p>また、快適な街路空間の形成とともに各地区の特性に応じた土地利用を促進するため、各地区の土地利用の方針を定める。</p> <p>(商業地区)</p> <p>マリクレールストリート及び緑道に面する街区は、地区のメインストリートとして土地の有効利用を図り、良質な商業施設の立地を誘導する。</p> <p>(近隣商業地区A、近隣商業地区B)</p> <p>地区の東側に位置する街区は、地区内の居住施設との調和に配慮しつつ、土地の合理的な利用を図り、良質な商業施設の立地を誘導する。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>快適で魅力的な街路空間のネットワーク化を図るため、地区内の既存道路を地区施設として定める。また、建築物の壁面の位置の制限を行った区域の土地を歩道状空地として定めることにより、既存道路部分と一体となった歩行者空間として、来街者及び居住者を考慮した公共的空間の充実を図る。</p>

		建築物等の整備の方針	<p>建築物の更新等を通じて本地区計画の目標とする駅前商業地区としての個性豊かな商店街の形成、魅力ある街路景観の創出、歩行者空間の整備を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、道路に面した壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めて、前面道路幅員による容積率の制限を緩和するとともに、道路斜線制限を緩和する。</p> <p>(1) 地区にふさわしい商業環境の形成を図るため、建築物の用途制限を定める。</p> <p>(2) 建築物の壁面の位置の制限に伴う安全で快適な歩行環境の拡充に応じた建築物の容積率の最高限度を定める。</p> <p>(3) 敷地の細分化を防ぎ、地区にふさわしい街並み形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>(4) 歩行者空間を整備し、連続した街並みの形成を図るため、低層部及び上層部（高さ13mを超える部分）の壁面の位置の制限を定める。</p> <p>(5) 安全で快適な歩行環境を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>(6) 地区にふさわしい街並み形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>(7) 地区にふさわしい建築物の形態、色彩、看板・広告物等のデザインの調和を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員（地区外を含めた幅員）	延長	備考
		道路	区画道路1号	4.00m	約440m	既存、一部拡幅
			区画道路2号 (通称名：マリクレールストリート)	6.18m	約250m	既存
			区画道路3号	6.72m	約70m	既存
			区画道路4号	4.00m	約45m	既存、一部拡幅
			区画道路5号	5.82m	約80m	既存
			区画道路6号※	8.00m	約75m	既存

			(通称名：自由通り)			
			区画道路 7 号	6.18m	約 60m	既存
			区画道路 8 号	2.64m (5.27m)	約 50m	既存
		その他の公共的空地	歩道状空地 1 号	1.5m	約 530m	
			歩道状空地 2 号	1.0m	約 810m	
			歩道状空地 3 号	0.5m	約 165m	
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	商業地区	近隣商業地区 A	近隣商業地区 B	
		面積	約 2.2ha	約 0.4ha	約 0.5ha	
		建築物等の用途の制限※	<p>1 次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号から同第 5 号までに掲げる「風俗営業」及び同第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」の用に供するもの</p> <p>(2) 風営法第 2 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号に掲げる「風俗営業」並びに同第 1 1 項に掲げる「特定遊興飲食店営業」の用に供するもの（ただし建築物の 1 階、2 階及び地階部分に限る。）</p> <p>(3) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（上記（2）に掲げるものを除く。）の用に供するもの（ただし建築物の 1 階、2 階及び地階部分に限る。）</p> <p>(4) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（上記（2）及び（3）に掲げるもの及びダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用に供するもの（ただし建築物の 1 階、2 階及び地階部分に限る。）</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) 病院</p>			

		<p>2 建築物の1階で、壁面線を定めた道路に面する部分は、店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途に供してはならない。</p> <p>3 第2項の規定について、次の各号に掲げるものはこの限りではない。</p> <p>(1) 公益上必要な建築物</p> <p>(2) 建築物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下その他これらに類するもの</p> <p>(3) 建築物に付属する自動車車庫、倉庫、機械室その他これらに類するもの</p>		
	<p>建築物の容積率の最高限度 ※</p>	<p>容積率の最高限度は、都市計画により定められた容積率40/10と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とする。</p> <p>(1) 1号壁面線が定められている敷地： $(W+1.5) \times 6/10$</p> <p>(2) 2号壁面線が定められている敷地： $(W+2.0) \times 6/10$</p> <p>W：前面道路幅員（m） （前面道路が2以上あるときはその幅員が最大のものとする。）</p>	<p>30/10</p>	<p>20/10</p>
	<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>		<p>150 m²</p>	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。</p> <p>(1) この地区計画を定める都市計画を告示する日において、現に建築物の敷地として使用されている150 m²未満の土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することとなる150 m²未満の土地</p> <p>(2) 建築基準法第53条の2第1項第2号に掲げる公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地となる土地</p>

		(3) 区長が用途上又は構造上やむを得ないと認めた土地		
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に附属する門若しくは塀の面は、計画図に表示する次の各号の壁面線を超えて建築してはならない。なお、道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りでない。</p> <p>(1) 1号壁面線 道路境界線（ただし、九品仏川側道に面する敷地にあつては、建築基準法第42条第2項に定める道路境界線）から1.5m 地盤面から高さ13mを超える部分は道路境界線から2.5m</p> <p>(2) 2号壁面線 道路境界線から1.0m 地盤面から高さ13mを超える部分は道路境界線から2.0m</p> <p>(3) 3号壁面線 道路境界線から0.5m 地盤面から高さ13mを超える部分は道路境界線から1.5m</p>			
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面との段差を生ずる土留め等の工作物、外構の階段、照明等（道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるものを除く。）、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物等を設置してはならない。ただし、街路灯、電線地中化に伴う変圧器その他公益上必要なものはこの限りではない。</p>			
建築物等の高さの最高限度	1 建築物等の高さの最高限度は、次に掲げるものとする。			
	30m	20m	17m	
		<p>前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に係らず、上記の高さを最高限度とする。(都市計画高度地区における20m第3種高</p>	<p>前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に係らず、上記の高さを最高限度とする。(都市計画高度地区における17m第2種高</p>	

			度地区の斜線型高さ制限については、本規定に読み替えて適用しない。)	度地区の斜線型高さ制限については、本規定に読み替えて適用しない。)						
		<p>2 階段室、昇降機塔、屋窓その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>3 現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>4 この地区計画を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつその高さが高さの最高限度を超えるものに関し、次の各号のいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る高さを算定するときに限り、当該規定は適用しない。</p> <p>(1) 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。</p> <p>(3) 建て替え後の建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。</p> <p>(4) 建て替え後の建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の用途と同じであること。</p> <p>5 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</p>								
		<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)</td> <td>高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)	<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)</td> <td>高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)	<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)</td> <td>高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)
対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)									
対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)									
対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)									

			<table border="1"> <tr> <td>1,000 m²以上 3,000 m²未満</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td>3,000 m²以上</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ</td> </tr> </table>	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ	3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ	<table border="1"> <tr> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ</td> </tr> </table>	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ	<table border="1"> <tr> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ</td> </tr> </table>	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ																
3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ																
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ																
5,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ																
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ																
5,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ																
<p>6 ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、第1項の規定による建築物の高さの最高限度の1.1倍に相当する高さの範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>7 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</p>																	
		<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)</td> <td>高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)	<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)</td> <td>高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)	<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)</td> <td>高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)</td> </tr> </table>	対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)							
対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲(商業地区内にある建築物等の部分)																
対象敷地面積 (商業地区内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Aにある建築物等の部分)																
対象敷地面積 (近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分)	高さの最高限度の範囲(近隣商業地区Bにある建築物等の部分)																

		<table border="1"> <tr> <td>1,000 m²以上 3,000 m²未満</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ</td> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ</td> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td>3,000 m²以上</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ</td> <td>5,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ</td> <td>5,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ</td> </tr> </table>	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ									
3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ									
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮し、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 壁面線を定めた道路に面する建築物の1階については、建築物が当該道路に接する長さの2分の1以上の開口部又はショーウィンドウ等を設けて建築するものとする。ただし、接する長さが2m以下の場合、この限りではない。</p> <p>(2) 壁面線を定めた道路に面する高さ13m以下の部分については、空調室外機等の付帯設備の当該道路側への配置を避け建築するものとする。ただし、やむを得ない場合は、目隠しを施すなど、配慮する。</p> <p>(3) 建築物の屋根、外壁、ショーウィンドウ等、その他戸外から望見される部分の色調については、目黒区景観計画に基づき、地区全体の景観的調和に配慮して建築するものとする。</p> <p>2 屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮し、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤面から建築物の屋上に設置する屋外広告物の上端までの高さは、建築物等の高さの最高限度を超えてはならない。</p> <p>(2) 屋外に設置する大型ディスプレイ、デジタルサイネージの画面は、合計2.76 m²（画面の対角の距離が100インチ相当）以下とする。</p> <p>(3) 屋外広告物については、目黒区景観計画の屋外広告物に関する方針に基づき、地区全体の景観的調和に配慮する。</p> <p>3 第2項の規定は、屋外広告物を新たに設置し、又は現に存する屋外広告物の改造を行う場合に適用する。現に存する屋外広告物又は工事中の屋外広告物を継続して表示する場合においては、当該規定は適用しない。</p>													

※印は、知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置は、計画図表示のとおり」
理 由

高度地区の変更に伴い、安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、地区計画を変更する。
なお、区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置についての変更は行わない。

変更概要

(下線部分は変更部分)

事項	地区整備計画					
	建築物等に関する事項					
	建築物等の高さの最高限度					
変更前	変更後					
—	商業地区		近隣商業地区A		近隣商業地区B	
	<p>6 <u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と区長が認めたものについては、第1項の規定による建築物の高さの最高限度の1.1倍に相当する高さの範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>7 一定の規模を有した敷地において、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、一定の規模を有した敷地において、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</p>					
	対象敷地面積（商業地区内にある敷地の部分に限る）	高さの最高限度の範囲（商業地区内にある建築物等の部分）	対象敷地面積（商業地区内にある部分を含む敷地の部分）	高さの最高限度の範囲（近隣商業地区Aにある建築物等の部分）	対象敷地面積（近隣商業地区A内にある部分を含む敷地の部分）	高さの最高限度の範囲（近隣商業地区Bにある建築物等の部分）
1,000㎡以上 3,000㎡未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000㎡以上 5,000㎡未満	近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	2,000㎡以上 5,000㎡未満	近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.32倍に相当する高さ	
3,000㎡以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ					

		<u>5,000 m²以上</u>	<u>近隣商業地区Aで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ</u>	<u>5,000 m²以上</u>	<u>近隣商業地区Bで定めた高さの最高限度の1.65倍に相当する高さ</u>
--	--	------------------------------	--	------------------------------	--

総括図

東京都市計画地区計画
自由が丘南口地区地区計画〔目黒区決定〕

凡		例
用途地域	一低	第一種低層住居専用地域
	一中	第一種中高層住居専用地域
	二中	第二種中高層住居専用地域
	一住	第一種住居地域
	二住	第二種住居地域
	近	近隣商業地域
	商	商業地域
	準工	準工業地域
特別用途地区	特別工業地区	
	第一種文教地区	
	第二種文教地区	
高度地区	斜線型	第1種・第2種・第3種
	絶対高さ型	17m・20m・30m・40m・50m・60m
	最低限度	7m
	高さの制限	高さの制限 10m・12m
防火地域	防火地域	
	準防火地域	
生産緑地地区	生産緑地地区	
	都市施設	都市計画道路 15m 都市計画道路の計画幅員 15m 都市計画道路の計画幅員
日影規制	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m
	新たな防火規制 (新防火)	東京都建築安全条例 第十四条の三第一項に 基づく指定区域



自由が丘南口地区

この地図で表示した、地域・地区、都市計画施設等の区域については、都市計画告示図面等を参考に概略線を記入したものです。詳細については都市計画課備え付けの1/2,500都市計画図で確認してください。

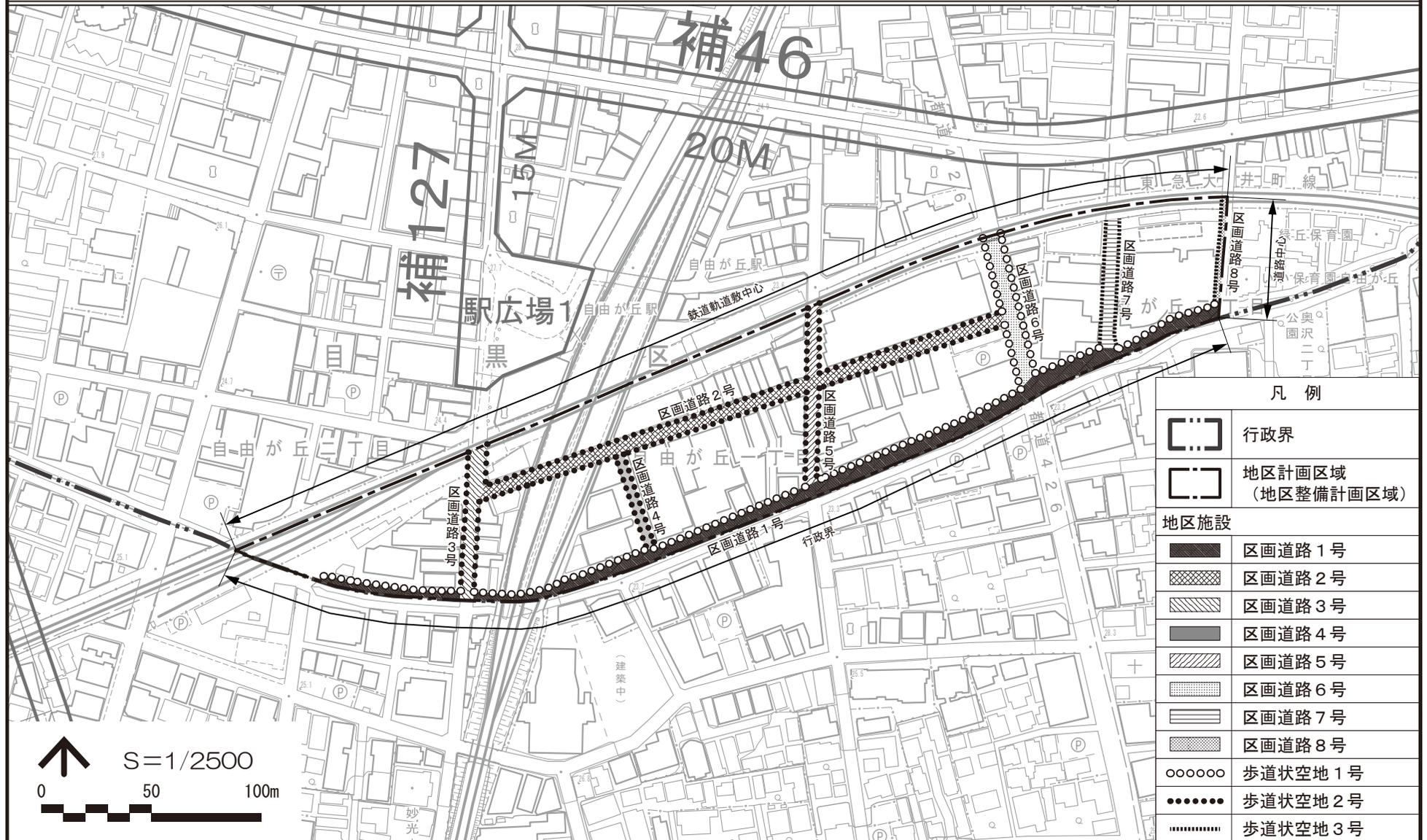
S=1:20,000



令和7年10月現在

東京都市計画地区計画 自由が丘南口地区地区計画 計画図 2

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第93号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第146号、令和7年7月15日